



令和4年2月18日

各位

会社名 株式会社ピーエイ
代表者 代表取締役社長兼COO 垣内康晴
(コード番号 4766 東証第二部)
問合せ先 経営企画部長 阿部 良一
(TEL 03-6880-5050)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、令和4年2月18日開催の取締役会において、令和4年3月29日開催予定の第36回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、全国各地の個性ある地域の活性化こそ真の日本の活性化であるという考え方のもと「地域に人を集め 地域に賑わいを創り 地域の人を元気にする」とミッションを定め、様々な地域活性化事業に取り組んでおります。その中において我々ピーエイは、東日本大震災によって家族が引き裂かれ、風評被害に悩む福島の被災地を震災後より関連団体を通じて復興を支援して参りました。震災から10年が経ち被災地が復興から創生にシフトする中で、被災12市町村の先頭に立って日本最難関とも言える環境の中で復興創生を推進する檜葉町を支援する事で福島の被災地を「元気にする」目的で、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都品川区から福島県双葉郡檜葉町へ変更するものがあります。
- (2) 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社(上場会社)には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である令和4年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、定款の変更を行うものであります。
- (3) 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、定款第20条の代表取締役及び役付取締役として、新たに取締役会長及び取締役副社長若干名を選定することができる旨を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部は変更箇所であります。)

現行定款	変更案
第1条～第2条(条文省略) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>東京都品川区</u> に置く。 第4条～第13条(条文省略)	第1条～第2条(現行どおり) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>福島県双葉郡檜葉町</u> に置く。 第4条～第13条(現行どおり)

現行定款	変更案
<p data-bbox="240 353 751 421"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="240 432 783 651">第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="480 701 544 730">(新設)</p> <p data-bbox="240 1055 528 1084">第15条～第19条 (条文省略)</p> <p data-bbox="240 1133 552 1162">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="240 1173 740 1240">第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="240 1252 751 1352">② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、<u>取締役副社長</u>、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="277 1402 564 1431">第21条～第38条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="1034 353 1102 383">(削除)</p> <p data-bbox="815 701 1015 730"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="807 741 1321 853">第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p data-bbox="807 864 1353 1010">② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p data-bbox="807 1055 1118 1084">第15条～第19条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="807 1133 1118 1162">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="807 1173 1342 1240">第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="807 1252 1353 1352">②取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長若干名</u>、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="844 1402 1158 1431">第21条～第38条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第14条(電子提供措置等)の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は、令和4年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p> <p><u>第2条 第3条(本店の所在地)の変更は令和4年6月20日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u></p>

3. 変更日

定款変更のための株主総会開催予定日 令和4年3月29日(火)

定款変更の効力発生日 令和4年3月29日(火)

以上